## おさかな食べようネットワーク

- (1)魚食普及、食の普及活動で、皆さんが抱える課題、情報、経験を交流します。
- (2)交流される課題、情報、経験は<u>それぞれ</u>の魚食普及・食の普及から、<u>みんな</u>の魚食普及・食の普及へと 連携を深め、課題の「解」を得るため、連携を計ります。
- (3)行事・活動実施にあたり、それぞれの知見、能力、人材、資材などを持ち寄り、連携・協働して目的を 達成します。
- (4)情報交流にはメールマガジン(メルマガ)を使用します。
- (5)ネットワーク会員には本会会員のほか、消費の主役である消費者団体、教育・研究・栄養士団体、報道・関係団体、その他幅広く魚食普及、食の普及などに関連、興味を持たれている団体、個人の方々に参加を呼び掛けます。

# おさかな食べようネットワーク設立と活動日程

1月31日: ネットワーク会員登録(会員登録に期限はありませんが、設立にあたり暫定締切

りを致します。)

2月15日: ネットワーク第1回メルマガ発信をします。

※メルマガは各月15日を基準に発信、15日が祝祭日の場合はその直後の

平日に発信します。

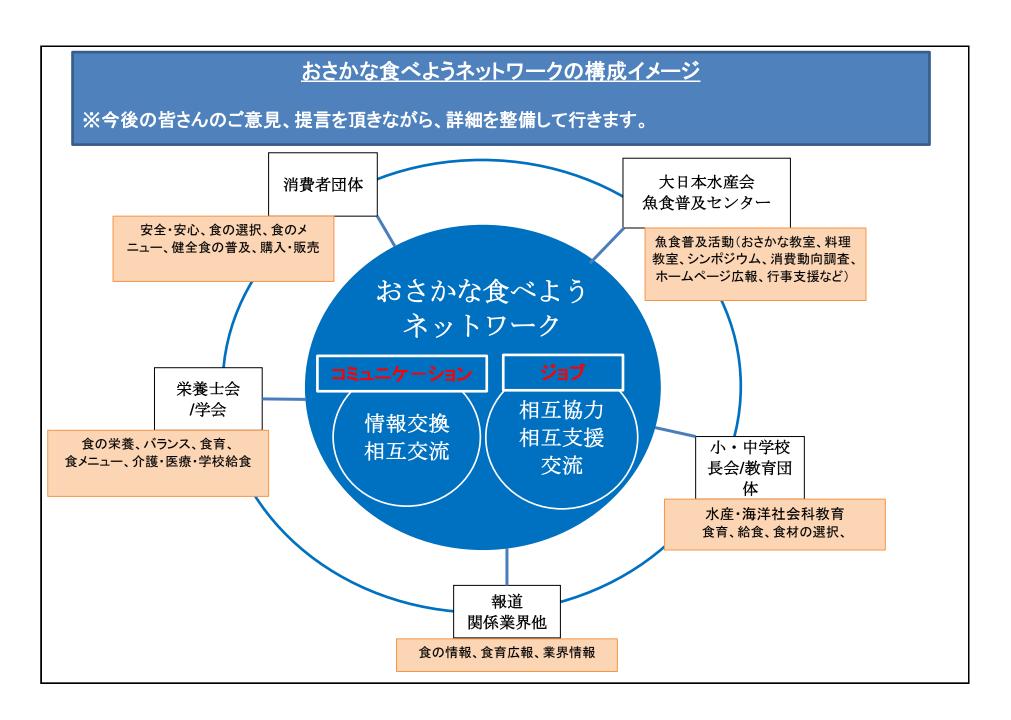
6月下旬: 第1回ネットワーク交流会・シンポジウム開催

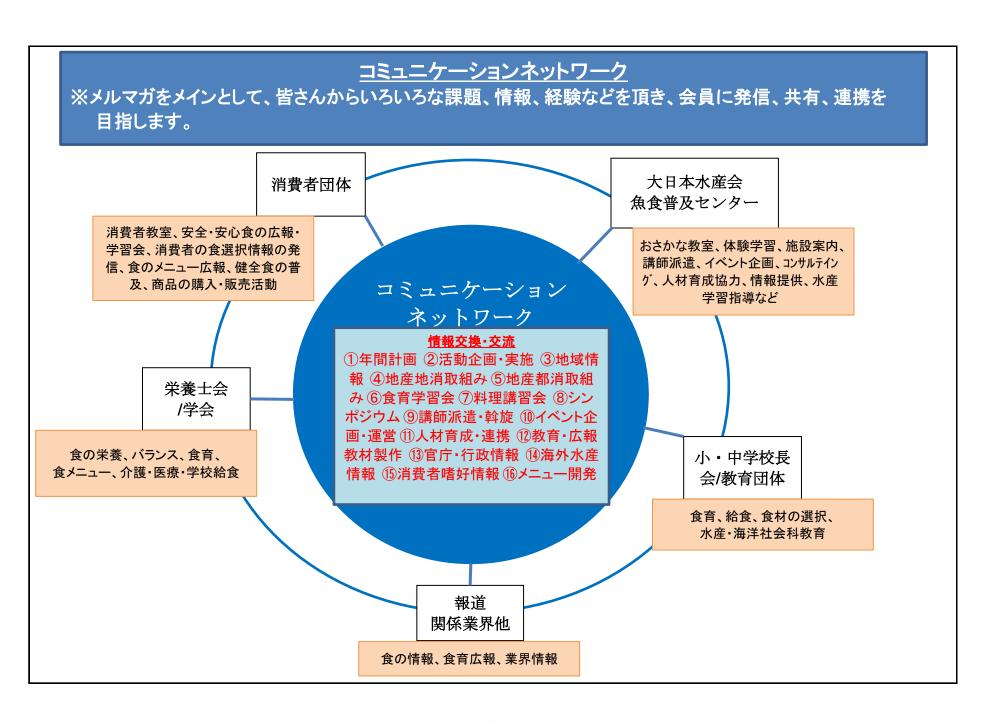
・皆さんの意見交流、招待講師の提言を頂くなど、ネットワークとその活動の成果

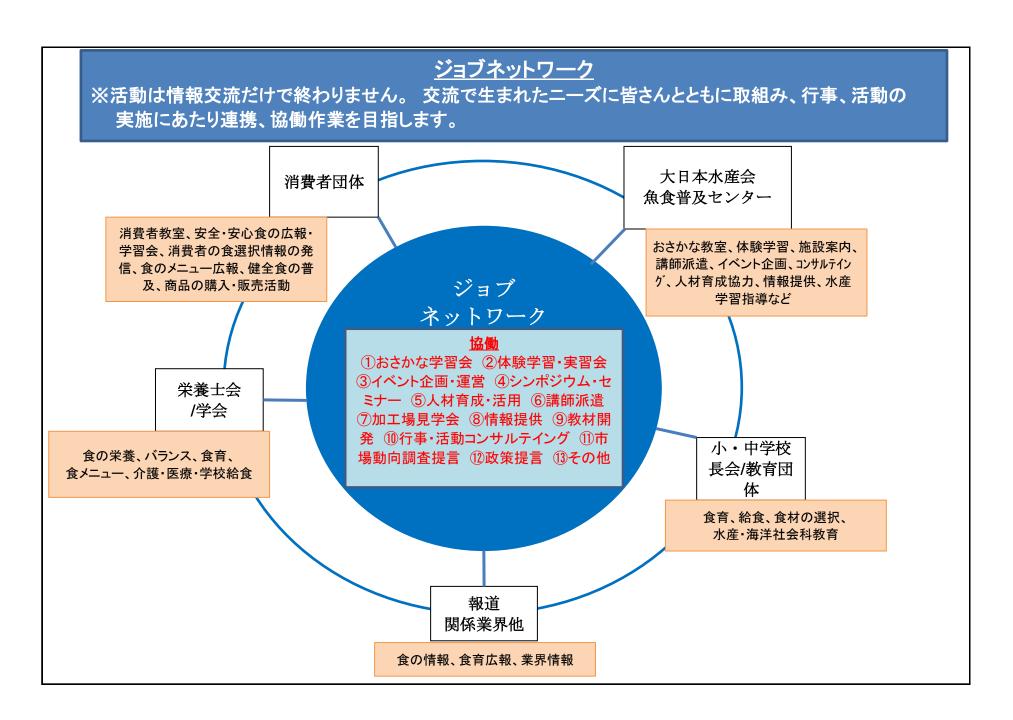
向上を図るための行事と致します。

10月下旬:第2回ネットワーク交流会・シンポジウム開催

※ネットワーク交流会・シンポジウムについては、詳細決定次第ご案内いたします。







## おさかな食べようネットワークの運営システム

※メルマガをメインとして、皆様からいろいろな課題、情報、経験などを頂き、会員に発信、共有、連携を目指します。

### (社)大日本水産会

### 無食普及 推進センター

- (1)ネットワーク事務局
- ②ネットワーク管理・運
- ③サーバーアカウント管理
- ④ネットワーク会員管 理⑤受信メール・情報分析・管理
- ⑥メルマガ記事作成·管 理
- ⑦協働ワーク設計・実施8評議委員会運営
- 9会員交流会開催
- ⑩運営管理費管理
- ①活動報告·評価報告作成

# ネットワーク

コミュニケーションネットワーク

- ①サーバーアカウント登録
- ②ネットワーク会員登録
- ③メルマガ配信(月1回)
- ④受信メールの整理

ジョブ ネットワーク

- ①会員行事:活動支援
- ②協働ワーク

# ネットワーク 評議委員会

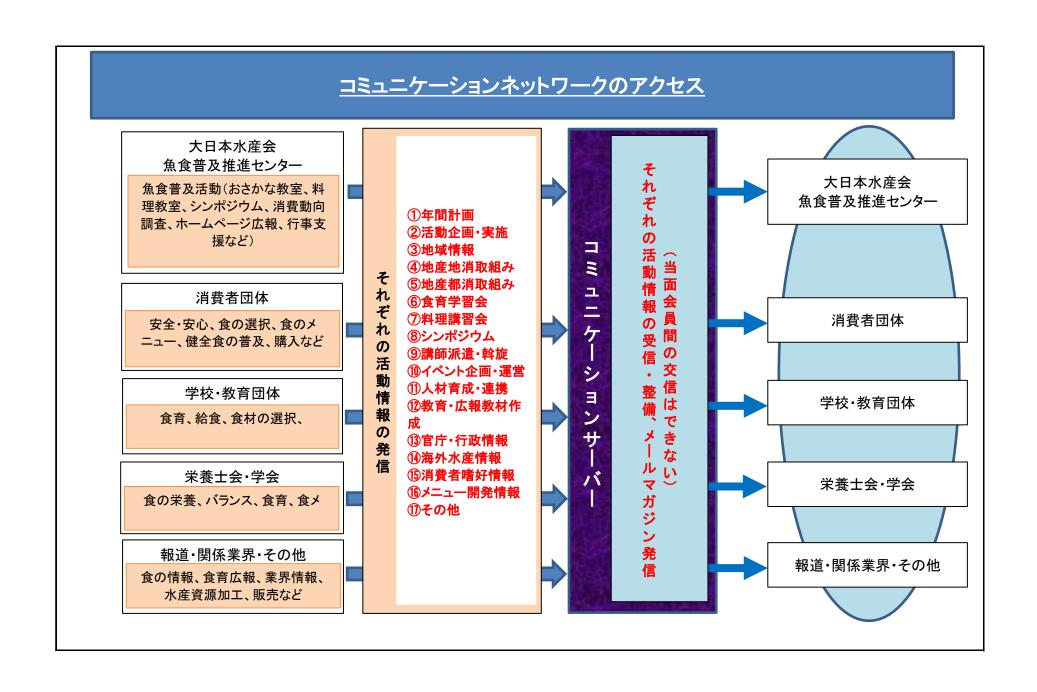
- ①おさかな普及協議会普及推進委員(8社・団体)
- ②年2回、必要な場合は随時開催
- ③ネットワーク運営評価など

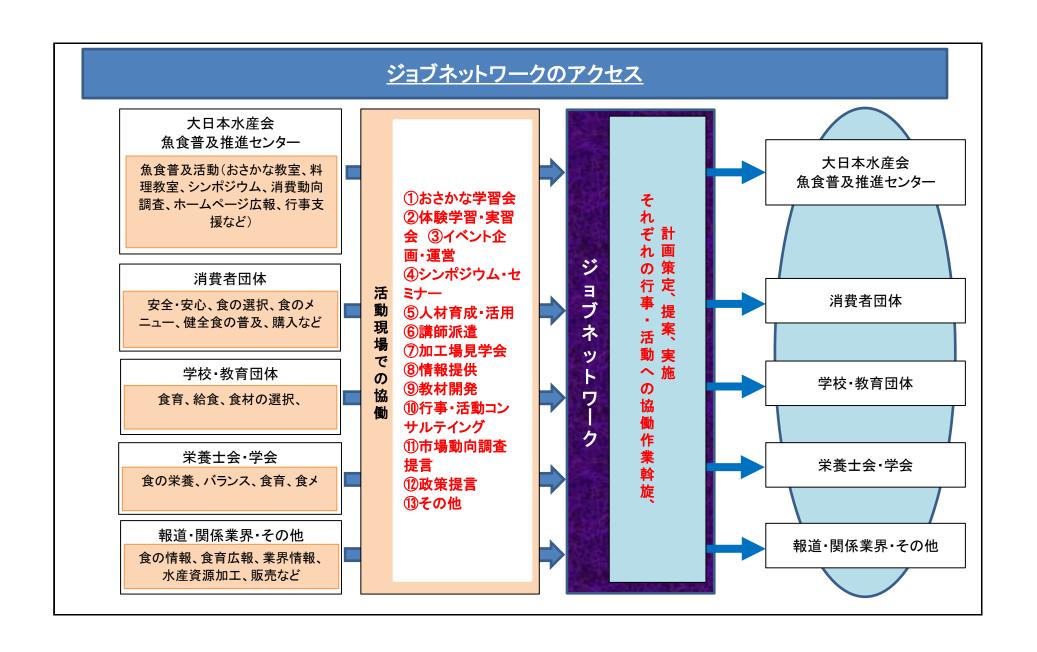
### <u>当初評議委員会</u>

・株式会社マルハニチロホールディングス ・日本水産株式会社 ・株式会社 ニチレイフレッシュ ・株式会社極洋 ・全国水産物卸組合連合会 ・全国水 産物商業協同組合連合会 ・全国水産加工業協同組合連合会 ・全国中央 市場水産卸協会

# ネットワーク 会員交流会

- ①年2回開催(上期、下期)
- ②活動報告・評価、意見交流、活動提言など
- ③シンポジウム・交流会形式(都度課題設定)





質問等の問合せにつきましては、以下にご連絡をお願い致します。

社団法人大日本水産会 魚食普及センター TEL 03-3585-6684 FAX 03-3582-2337 Eメール miyamoto@suisankai.or.jp

#### おさかな食べようネットワーク規約(案)

本ネットワークの設立、運用にあたり以下の通り定める。

#### 第1章 総則

(名称)

#### 第1条

本ネットワークの名称は、「おさかな食べようネットワーク」(以下、「ネットワーク」という)とする。

(目的)

#### 第2条

本ネットワークは、我が国の食文化と、国民の健全な食生活を守り、魚食を普及、推進することを目的とする。

#### (活動)

#### 第3条

前条の目的達成のために、以下の活動を行う。

- (1) 会員相互間における情報交換
- (2) 会員相互間における交流、活動の協力
- (3) 会員の行う各種活動に対する相互支援
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事項

(ネットワークの構成)

#### 第4条

- 1) サーバーが中継する情報の相互交流、配信を行うネットワークをコミュニケーションネットワークとする。
- 2) 会員が行う行事、活動への支援、協働ワークを行うネットワークをジョブネットワークとする。

#### (事業年度)

#### 第5条

事業年度は12カ月を1期とし、1期は4月1日から3月31日までとする。

#### (事務局)

#### 第6条

- 1) 本ネットワークの事務局は、社団法人大日本水産会漁政部魚食普及推進センター(〒107-005 東京都港区赤坂1丁目9番13号三会堂ビル8階、以下「センター」という)に置く。
- 2) 事務局は第3条にいう活動項目に関する業務を行う。

#### 第2章 会員

#### (会員)

#### 第7条

本ネットワーク会員は、社団法人大日本水産会おさかな普及協議会会員および賛助会員のほか、本ネットワークの趣旨に賛同する団体、企業、個人によって構成する。

#### (会員登録)

#### 第8条

本ネットワーク会員になろうとする団体、企業、機関、個人は、別に定める加入申込書を以って本事務局に申請する。

#### (会員資格喪失)

#### 第9条

会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) センターおよび本ネットワークが解散したとき
- (2) 会員である団体・企業等が消滅したとき
- (3) 第3条にいう活動を阻害していると評議委員会が認定する場合には、同委員会は当該会員を除名することが出来る。

#### (任意退会)

第10条 会員は別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

#### 第3章 評議委員会

#### (構成)

#### 第11条

- 1) 評議委員会は、社団法人大日本水産会おさかな普及協議会普及推進委員会が兼ねることとする。
- 2) 評議委員会が必要とする場合には、追加委員として本ネットワーク会員から選出し、増員することができる。

#### (業務)

- 第12条 評議委員会は次の業務を行う。
  - (1) ネットワーク活動に関する評価
  - (3)活動の提案・提言
  - (4) その他評議委員会が必要とする事項

#### (委員会の開催)

第 13 条 評議委員会は、毎事業年度の半期ごとを目途に開催するほか、必要に応じて開催することができる。

本規約は、平成24年 月 日から施行する。